船舶事故等調査報告書

平成２７年７月２３日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１５神第１４号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成２７年２月７日　１０時３０分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島南東方沖 田倉埼灯台から真方位２８５°２．７００m付近 （概位　北緯３４°１６．２７′　東経１３５°０２．００′）
事故等調査の経過	平成２７年２月１０日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート　津木丸、５トン未満（長さ７．６９m） ２５２－２０１１４和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、沖ノ島南東方沖の釣り場に到着し、船尾からパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入し、漂泊して釣りを行っていた。 船長は、シーアンカーのロープがたるんでいたので、ロープを張るために機関（船外機）を前進にかけたところ、平成２７年２月７日１０時３０分ごろ、シーアンカーのロープがプロペラに巻き付いたので、機関を停止させた。 船長は、プロペラに巻き付いたロープを外そうとしたものの、落水の危険を考えて１１８番通報し、来援した巡視艇の乗組員によりロープが除去され、本船は、自力航行で和歌山下津港琴ノ浦地区へ帰港した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北西、風力　１、視界　良好 海象：波高　約０．５m、潮汐　下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、機関を使用する際、シーアンカーのロープの状態を確認していなかった。
分析	
乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、沖ノ島南東方沖において、船尾からシーアンカーを投入して漂泊中、シーアンカーのロープを張るために機関を使用する際、船長が、プロペラ付近の安全を確認していなかったことから、ロープが

	プロペラ付近に流されていることに気付かずに機関を前進にかけ、シーアンカーのロープがプロペラに巻き付いて運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、沖ノ島南東方沖において、船尾からシーアンカーを投入して漂泊中、シーアンカーのロープを張るために機関を使用する際、船長が、プロペラ付近の安全を確認していなかったため、ロープがプロペラ付近に流されていることに気付かずに機関を前進にかけ、シーアンカーのロープがプロペラに巻き付いたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・機関を使用する際は、シーアンカー等のロープの状態を確認すること。